

事務連絡
平成27年8月7日

都道府県労働局
労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局
労災保険業務課長補佐（短期給付担当）

労災保険診療費等の振込口座の優先順位に係る留意事項

労災指定病院等への労災保険診療費等の口座振込については、「労災指定病院等登録（変更）報告書」（帳票種別 34561 及び帳票種別 34562）により登録及び変更処理を行っているところであるが、一括番号をはじめ、複数の振込口座が登記されている場合における労災指定病院等への口座振込の優先順位について、理解されていない状況が見受けられたところである。

労災指定病院等への診療費等の支払については支払額が多額であり、本来振り込むべき口座に振り込まれない等の事態が発生した場合においては、支払の遅延等、労災指定病院等に対して重大な影響を及ぼすこととなる。

よって、複数の口座が登録されている場合における口座振込の優先順位等に係る留意点について、下記のとおりお示しするので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 労災診療費等の振込口座

指定関係「⑩ 一括番号（労災指定医療機関）」欄及び口座関係 1（労災診療費）欄の双方に登録されている場合は「⑩ 一括番号（労災指定医療機関）」欄に登録されている振込口座が優先される。

2 アフターケア委託費の振込口座

(1) 口座関係 1（労災診療費）欄及び口座関係 3（アフターケア委託費）欄の双方に登録されている場合は、口座関係 3（アフターケア委託費）欄に登録されている振込口座が優先される。

(2) 口座番号 3（アフターケア委託費）欄に振込口座の登録がない場合は、口座関係 1（労

災診療費) 欄に登録されている振込口座にアフターケア委託費が振り込まれることとなる。

なお、指定関係「⑩ 一括番号 (労災指定医療機関)」欄に振込口座の登録がされている場合においても口座関係 1 (労災診療費) 欄に登録されている振込口座が優先される。

3 二次健康診断等費用の振込口座

指定関係欄、口座関係 1 (労災診療費) 欄及び口座関係 2 (二次健診等費用) 欄において、複数の振込口座が登録されている場合における優先順位は次のとおりである。

- ① 指定関係「⑬ 一括番号 2 (二次健診等給付医療機関)」
- ② 指定関係「⑩ 一括情報 (労災指定医療機関)」
- ③ 口座関係 2 (二次健診等費用)
- ④ 口座関係 1 (労災診療費)